

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成16年2月17日

照会者名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

社団法人 日本自動車工業会

流通委員会宣伝分科会

分科会長 土橋 代幸 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部管理課長

平成16年1月21日付けをもって照会のあつた件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあつた事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

一般交通の用に供さない場所における自動車の走行については道路運送車両法の適用を受けないものとして取り扱っている。

したがって、警察署から道路の使用許可を受け、当該区間でCF撮影等を行う場合の自動車の走行についても他の交通を遮断して行われるものであれば、道路運送車両法の適用がなく、道路運送車両法第4条、第11条第1項及び第19条に基づく、登録やナンバープレートの表示が不要であると考えられる。

なお、道路事情等から許可区間の交通遮断が断続的に行われる場合においても同様である。